

## 政府の「経済危機対策」に基づく 「地域活性化・雇用促進資金」の拡充等について

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、4月10日に決定された「経済危機対策」に基づき、雇用の促進等を図る中小・小規模企業の皆さまへの支援を一層強化するため、5月11日から、「地域活性化・雇用促進資金」の融資制度を拡充します。

このほか、国民生活事業においては、「新創業融資制度」および「第三者保証人等を不要とする融資」の融資制度を拡充します。

### 融資制度の拡充

#### 1 地域活性化・雇用促進資金の拡充（国民生活事業・中小企業事業において実施）

融資対象者に「雇用調整助成金等の届出が受理された方」を追加するなどの拡充を行います。

融資対象者		○ 雇用調整助成金等の届出が受理された方 ○ 新たに2名以上（従業員20名以下の企業等の場合は、1名以上）の雇用を行う方
資金用途		事業を行うために必要な運転資金
融資 限度額	国民生活事業	4,800万円
	中小企業事業	2億5,000万円
ご返済期間		7年以内
据置期間		1年以内
利率		特別利率①（国民生活事業においては、特別利率A）

#### 2 新創業融資制度の拡充（国民生活事業のみ実施）

ご返済期間および据置期間を延長します。

		拡充後		拡充前	
ご返済期間	運転資金	<u>7年以内</u>		運転資金	5年以内
	設備資金	7年以内		設備資金	7年以内
据置期間	運転資金	<u>1年以内</u>		運転資金	6ヵ月以内
	設備資金	<u>1年以内</u>		設備資金	6ヵ月以内

#### 3 第三者保証人等を不要とする融資の拡充（国民生活事業のみ実施）

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金または金融環境変化対応資金に限ります。）（※）をご利用いただく場合の据置期間を延長します。

		拡充後		拡充前	
据置期間	運転資金	<u>3年以内</u>		運転資金	6ヵ月以内
	設備資金	<u>3年以内</u>		設備資金	2年以内

（※）生活衛生セーフティネット貸付を含みます。ただし、運転資金のみのお取扱いとなります。